

水道料金のしくみについて

1. 水道事業とは

(1) 水道事業の基本原則

水道事業は、安心して安全な水を供給するという公共の福祉の増進と、企業としての経済性を発揮して効率的な経営を図ることが求められています。

- 清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること（水道法第1条）
- 常時水を給水しなければならない（水道法第15条第2項）
- 常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営しなければならない（地方公営企業法第3条）

(2) 独立採算の原則

水道事業は、地方公営企業法が適用され、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に、水道料金を主たる財源として、経営するものとされています。

- 経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない（地方公営企業法第17条の2第2項）

<例外>

- 性質上地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費（地方公営企業法第17条の2第1項第1号）

例：消火栓等に要する経費、水道施設・管路の耐震化に要する経費等（総務省の操出基準）

2. 水道料金とは

(1) 水道料金の設定の原則

水道料金は、水道事業者による水の供給に対し、使用者が支払う料金であり、清浄で豊富低廉な水の供給は日常生活に欠くことのできないものであり、水道料金もその公共性に対応して公正妥当なものでなくてはなりません。

- 公正妥当であること
- 能率的な経営の下における適正な原価（費用）を基礎とすること
- 地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの
- 定率又は定額をもって明確に定められていること
- 特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと

（水道法第14条第2項、地方公営企業法第21条第2項）

(2) 水道料金の根拠

水道料金の金額は条例で規定されていますので、これを変更するには市議会で議決されなければなりません。市長からの諮問に対するこの審議会からの回答に基づき、現行の料金体系を維持するか、変更するかを判断し、変更する場合は変更案を作成し、市議会に諮ることになります。

(3) 水道料金の算定方法

一般的に水道料金は、次のような手順で算定されています。

①財政計画を立てる

まず、現在の財政状況を確認し、将来の収入と支出の見込みを立てて、事業運営上の財政基盤の健全性の観点から、現在の料金が将来において適正なものかどうかを検証するため、財政計画を立てます。

i) 料金算定期間を決める

何年先までの見込みを立てるかを決めます。概ね3年から5年とされています。

ii) 水需要などの基本的事項の見込みを立てる

収入や支出の見込みの前提となる人口や給水量などを見込みを立てます。

iii) 経営の計画を立てる

現在の財政状況の検証を行い、経営改善計画を立てるとともに、良質な水の安定的な供給が行えるよう、必要な施設の更新・改修や維持・修繕の計画を立てます。

iv) 財政収支の見積りを立てる

経営計画を実行する場合の収入と支出の見込みを立てます。

②適正な料金水準の見込みを立てる

財政計画の収入と支出の見積りでは、現行の水道料金体系での収入に、将来の給水量等の見込みや経営改善の視点からの検討を加えた状態となっています。この見込んだ財政収支の見積りが均衡していれば、現状の料金水準は妥当であると判断することができます。逆に均衡を欠いているようであれば、料金水準は適性を欠いているとの判断に至ります。収益において、赤字が続くとなれば値上げの必要があり、黒字が続き、将来の施設更新等を見据えても、剰余金が大きく余ってくるようなことであれば、値下げの必要があるということになります。

(4) 料金体系を決める

最後に適正な料金水準の見込みに基づいて、料金体系を決めます。

○体系区分

口径や用途別に料金設定

- ・口径別 水道メーターの口径の違いによって料金設定
- ・用途別 使用用途（家庭用、業務用等）により区分し、料金設定
- ・均一 口径、用途に関わらず、すべて同じ料金設定

○基本料金（定額料金）

使用水量の有無に関わらず、使用者に負担してもらう料金

○基本水量

- ・基本水量あり 設定した一定水量範囲内での使用に対して基本料金のみを負担してもらうもの
- ・基本水量なし 使用水量 1 m³から従量料金を負担してもらうもの

○従量料金（水量料金）

使用水量に応じて水道使用者に負担してもらう料金

- ・単一型 使用量に関わらず、料金単価が同じ型
- ・逓増型 使用量が多ければ、単価が高くなる型
- ・逓減型 使用量が多ければ、単価が低くなる型

○木津川市の現行の水道料金体系

| 体系 区分 | 口径 | 基本料金 | 基本 水量 | 従量料金 (1 m ³ あたり) | 備 考 |
|----------|--------|--------------------------|-----------------------------|--|--|
| 口径別 | ～30 mm | 1,000 円 ～ 2,600 円 | あり 10 m ³ | 逓増型 11～30 m ³ 140 円 31 m ³ ～ 170 円 | 口径 30 mm 以下は、一般家庭や小規模事業者を想定し、基本水量を 10 m ³ にしているため、10 m ³ までの使用水量分の従量料金が発生せず、低所得者への負担を軽減する一方、逓増型にしているため、使用水量の多い使用者には多くの負担を求める設定となっています。 |
| | 40 mm～ | 3,500 円 ～ 48,000 円 | なし | 単一型 190 円 | 口径 40 mm 以上は、大規模事業者を想定しており、基本水量がなく従量料金は 1 m ³ から発生します。従量料金は 190 円/m ³ と一般家庭向けに比べ、高い設定になっています。 |